

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年10月2日
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 原田 政明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	木村 升昭
【電話番号】	03-6752-1050
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	あおぞら・U S トリプルプラス・ファンド（年4回決算型）
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月15日付をもって提出した有価証券届出書（平成30年9月14日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項につき、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始する事を決定したことに伴い訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の通り更新または訂正します。

下線部_____は訂正箇所を表します。

第一部【証券情報】

<訂正前>

（前略）

（7）【申込期間】

平成30年3月16日から平成31年3月15日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（中略）

（12）【その他】

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<訂正後>

（前略）

（7）【申込期間】

平成30年3月16日から平成31年3月15日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、「第一部 証券情報（12）その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）が決定した場合、継続申込期間は平成30年11月27日までとなります。

（中略）

（12）【その他】

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

信託の終了（繰上償還）手続きの実施について

本ファンドは2014年12月19日に設定され、中長期的な投資収益の獲得を目指して運用を行ってまいりましたが、長期間に亘り純資産残高の低迷が続いており、ファンドの受益権の総口数が投資信託約款の繰上償還に関する規定である10億口を大きく下回る状態となっています。今後、純資産残高の大幅な増加が見込めず、且つ現在の状況ではファンドが支弁するコストの負担が相対的に大きくなっており、本

ファンドの効率的な運営および商品性の維持が困難となりつつあるため、本ファンドの信託を終了（繰上償還）することが受益者にとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約し、繰上償還を行う予定です。

この繰上償還は、2018年10月4日現在の受益者による書面決議によるものとします。

2018年11月7日に実施する書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決された場合、2018年11月29日付けにて繰上償還を行います。ただし、否決された場合、繰上償還は行いません。決議の結果については、下記の照会先または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

<照会先（あおぞら投信株式会社）>

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-6752-1051（受付時間：2018年10月4日～2018年11月7日の午前9時～午後5時）

本ファンドの購入申込の際には、上記の繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱いにつきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b. 一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合は、満20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。））の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

「第一部 証券情報（12）その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）が決定した場合は、本ファンドは平成30年11月29日をもって繰上償還となるため、NISAおよびジュニアNISAの非課税枠をご利用いただける期間が短くなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。上記は本書提出日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（1）本ファンドの取得申込は、販売会社の営業日（ただし、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は除きます。）において行われます。本ファンドの取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。

（以下略）

<訂正後>

（1）本ファンドの取得申込は、販売会社の営業日（ただし、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は除きます。）において行われます。本ファンドの取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。

「第一部 証券情報（12）その他」に記載の通り、信託終了（繰上償還）が決定した場合、取得申込の受付は平成30年11月27日までとなります。

（以下略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（1）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（2）受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は除きます。）において一部解約の実行の請求を行うことができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

（以下略）

<訂正後>

（1）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（2）受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は除きます。）において一部解約の実行の請求を行うことができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

「第一部 証券情報(12)その他」に記載の通り、信託終了(繰上償還)が決定した場合、一部解約の実行の請求の受付は平成30年11月27日までとなります。

(以下略)

3【資産管理等の概要】

<訂正前>

(前略)

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は、信託契約締結日から平成36年12月16日までとします。

なお、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は、信託契約締結日から平成36年12月16日までとします。

ただし、「第一部 証券情報(12)その他」に記載の通り、信託終了(繰上償還)が決定した場合、本ファンドの信託期間は平成30年11月29日までとなります。

(以下略)